

令和 8 年第 2 回定例会

斑鳩町議会会議録

令和 8 年 6 月 1 日

午前 9 時 30 分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13 名）

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	6 番	坂 口 徹
7 番	嶋 田 善 行	8 番	井 上 卓 也
9 番	横 田 敏 文	10 番	宮 崎 和 彦
11 番	濱 眞理子	12 番	木 澤 正 男
13 番	奥 村 容 子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第 121 条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	松 岡 洋 右
総 務 課 長	仲 村 佳 真	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	税 務 課 長	真 弓 啓
住民生活部長	中 原 潤	福 祉 課 長	大 塚 美 季
子育て支援課長	佐 谷 容 子	健康対策課長	徳 田 貴 世
国保医療課長	竹 山 潔	環境対策課長	峯 川 敏 明
住 民 課 長	猪 川 恭 弘	都市建設部長	本 庄 徳 光
建設農林課長	田 口 三十士	都市創生課長	手 塚 仁
地域振興課長	福 居 哲 也	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	東 浦 寿 也	教委総務課長	柳 井 孝一朗

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設常任委員長報告について
- 日 程 4. 議案第17号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について
- 日 程 5. 議案第18号 斑鳩町文化振興センター高圧受電設備更新工事請負契
約の締結について
- 日 程 6. 議案第19号 令和8年度資機材搬送車の取得について
- 日 程 7. 議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につい
て
- 日 程 8. 議案第21号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第
1号）について
- 日 程 9. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑
鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程10. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑
鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程11. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑
鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て）
- 日 程12. 承認第 5号 町長専決処分について承認を求めることについて（令
和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）につい
て）
- 日 程13. 承認第 6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令
和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第5
号）について）
- 日 程14. 承認第 7号 町長専決処分について承認を求めることについて（令
和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）について）
- 日 程15. 同意第 3号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その1）
- 日 程16. 同意第 4号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その2）
- 日 程17. 同意第 5号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める

ことについて（その３）

日 程 18. 同意第 6 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その４）

日 程 19. 同意第 7 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その５）

日 程 20. 同意第 8 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その６）

日 程 21. 同意第 9 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その７）

日 程 22. 同意第 10 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その８）

日 程 23. 同意第 11 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その９）

日 程 24. 同意第 12 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その１０）

日 程 25. 同意第 13 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その１１）

日 程 26. 同意第 14 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その１２）

日 程 27. 同意第 15 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その１３）

日 程 28. 同意第 16 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求める
ことについて（その１４）

日 程 29. 陳情第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の
採択について

日 程 30. 報告第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和
8 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）

日 程 31. 報告第 5 号 令和 7 年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報
告について

日 程 32. 報告第 6 号 令和 7 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和8年第2回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和8年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

誰もが住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思える活力とにぎわいにあふれる斑鳩の実現をめざして編成した令和8年度予算につきまして、職員ともども、本年度事業の早期実施に向け、積極的に事務事業に取り組んでいるところでございます。議員皆様方におかれましては、さらなるご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど、28議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、11番、濱議員、12番、木澤議員を指名します。

両議員には会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から本月１８日までの１８日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月１８日までの１８日間と決定しました。

次に、日程３．建設常任委員長報告についてを議題とします。

令和８年第１回斑鳩町議会定例会において、建設常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

１２番、木澤委員長。

○建設常任委員長（木澤正男君） それでは、閉会中の５月２０日に開催した建設常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

まず最初に、継続審査である都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりの進捗状況について報告がありました。

ＪＲ法隆寺駅南側地区道路整備計画として、奈良県、奈良県立病院機構、当町の３者で整備する道路の役割を協議し、ひとつとして、ＪＲ法隆寺駅から新西和医療センターへアクセスするための歩道、二つとして、新西和医療センター内の道路、三つとして、県道大和高田斑鳩線の交差点改良および付随する道路改良工事を実施することが決定しました。

また、町が実施する道路整備として、町道３０９号線の道路拡幅工事、法隆寺駅へのアクセスするための三代川橋梁工事及び車道整備を行うとの報告がありました。

報告に対して、新西和医療センター北側道路整備とその道路の所有者について、また都市計画道路安堵王寺線の整備計画についてそれぞれ質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めたところ、５点について報告がありました。

１点目は史跡中宮寺跡の活用についてです。４月２５日から５月１０日まで、こいのぼりを掲揚するとともに５月５日のこどもの日にイベントを開催し、盛況であったとのこと。

２点目は史跡藤ノ木古墳の春季の石室特別公開についてです。５月１６日・１７日の２日間の開催で１，０８８名の来場があり、法隆寺国際高校の生徒のみなさんにもボラ

ンティアとして協力いただいたとのことです。

3点目は斑鳩町文化財活用センターの展示会についてです。5月23日から7月12日までを展示期間として、文化財センター春季企画展「斑鳩の動物大集合－聖徳太子の愛馬『黒駒』－」を開催する予定であり、令和8年が午年であることから、黒駒をはじめ、斑鳩町内で、馬にまつわる歴史や遺跡、遺物、また、馬以外にもさまざまな動物に関するスポットや遺跡などを紹介する予定であるとのことです。その関連行事として、6月13日の土曜日の午後1時30分より、斑鳩町中央公民館において、奈良大学の米沢玲准教授による、黒駒が登場する聖徳太子絵伝をはじめ、美術作品を通して聖徳太子信仰についての講演が予定されています。

4点目は安田家住宅の保全・活用についてです。3月末に、安田家住宅及び春日古墳を含めた敷地を取得し、施設の保全・活用を検討するために、国土交通省のスモールコンセッション形成推進事業を活用したいと考えている。具体的には、事業の初期段階における様々な課題の解決をサポートする専門家を派遣してもらい、当該施設の現況、当該施設に求められる用途、構成、運営方針や事業手法等を定める事業構想の策定を目指すものであり、事業期間については、来年3月までとなっている。費用については、全額、国の負担となっているとのことです。

5点目は仏塚古墳付近での火事についてです。5月18日の午後1時頃、仏塚古墳の隣接農地での野焼きが、墳丘法面の雑草の一部に延焼したが、2時間程度で鎮火した。石室内や周辺を確認したところ、古墳本体への被害が無いことを確認したとのことです。

これらの報告に対して、住民の方から寄付を受けたこいのぼりは何件あるのか、また駒塚古墳の周りの水路の整備についてそれぞれ質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項を議題とし、1点の報告を受けました。

下水道使用料不納欠損処分について、理事者の報告を求めたところ、令和7年度不納欠損処分として、納入義務者実人数で2人、金額で6,864円の不納欠損処分を行った。また、過去5年間の不納欠損処分を行った実人数と下水道使用料の推移についても資料に基づいて報告を受けました。

報告に対して、不納欠損処分を行った方で、その後も同一人物に対して不納欠損処分をするケースはあるのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について質問や意見をお受けしたところ、町営住宅の募集について質問があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、その他についても終わり、建設常任委員会を閉会しました。

以上が、５月２０日に開催した建設常任委員会の審査の概要です。

詳細につきましては、会議録に整理しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。まして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、お手元に配布しております議事日程表の日程４、議案第１７号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、から、日程３２、報告第６号 令和７年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、まで、以上２９議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました２８議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第１７号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１８号 斑鳩町文化振興センター高圧受電設備更新工事請負契約の締結についてであります。

斑鳩町文化振興センターにおける高圧受電設備更新工事請負契約について、予定価格が５，０００万円を超えることから、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、松田電気工業株式会社 代表取締役社長奥村雅英、契約金額は、９，３５０万円であり、工期は、議会議決後から令和１０年３月３１日までであります。

次に、議案第１９号 令和８年度資機材搬送車の取得についてであります。資機材搬送車１台の取得について、予定価格が７００万円を超えることから、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、小川ポンプ工業株式会社奈良出張所 所長来島啓一、契約金額は、９６８万円であり、履行期間は、議会議決後から令和９年３月３１日までであります。

次に、議案第２０号 令和８年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３，４７０万１千円を追加し、歳入歳出それぞれ１１８億１，５２６万５千円とするものであります。

その主な内容は、中東情勢などの影響に伴う資材等の高騰による各事業に関する補正のほか、職員用端末機器の追加購入や斑鳩小学校校舎の軒等の経年劣化に伴う安全対策、各公共施設におけるクビアカツヤカミキリ被害木への対策などに関する補正であります。

次に、議案第２１号 令和８年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１４０万３千円を追加し、歳入歳出それぞれ２８億９，６７０万３千円とするものであります。その内容は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費に関する補正であります。

次に、承認第２号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

令和８年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行される内容に関し、令和８年３月３１日付で専決処分させていただいたものであります。

その主な内容は、固定資産税では、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充及び延長などについて、軽自動車税では、軽自動車税環境性能割の廃止について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第３号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第２号と同様の理由により、専決処分させていただいたものであります。

その主な内容は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充及び延長について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第４号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

令和８年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行される内容に関し、令和８年３月３１日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の見直しについて、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第５号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１３号）について）であります。

身体障害者（児）補装具の交付及び修理事業、史跡中宮寺跡歴史公園駐車場整備事業に係る繰越明許費の追加、一部の町債に係る借入上限利率の補正について、令和８年３月３１日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第６号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和７年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）について）であります。

保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８万５千円を追加し、歳入歳出それぞれ３０億１，３８３万８千円とする補正予算について、令和８年３月３１日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、介護保険給付費準備基金の積み立てに関する補正であります。

次に、承認第７号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和８年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）であります。

令和７年度の本会計において、歳出に対して歳入が不足したため、令和８年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３，５００万円を追加し、歳入歳出それぞれ３０億２，０４０万円とする補正予算について、令和８年５月２７日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、同意第３号から同意第１６号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その１）から（その１４）であります。

現委員の任期が、令和８年７月１９日をもって満了となることから、引き続き、井上卓也氏、岡田功氏、奥野稔氏、澤田昌巳氏、塚原康裕氏、仲敬可氏、野口英治氏、三船和洋氏、安井義和氏、安村博一氏を、また、新たに喜多秀匡氏、秀田晴義氏、山口勝弘氏及び吉中勝治氏を同委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第４号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和８年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５６万４千円を追加し、歳入歳出それぞれ１１７億８，０５６万４千円とする補正予算について、議会の議決により指定された事項として、令和８年５月１９日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、消防団員の退団に伴う退職報償金の支給に関する補正であります。

次に、報告第５号 令和７年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

であります。

令和７年度予算において繰越明許費とした身体障害者（児）補装具の交付及び修理事業のほか７事業について、令和８年度予算に繰り越す金額が確定したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第６号 令和７年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

令和７年度において、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は２３事業であり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は１億３，６２２万７，５７４円となっております。また、収益事業等に要した事業費は２，３１６万２，６０２円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　ここでお諮りします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程４．議案第１７号から、日程８．議案第２１号までの町長提案の５議案については、会議規則第３９条第３項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程４．議案第１７号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　これをもって、議案第１７号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第１７号は、総務常任委員会に付託します。

日程５．議案第１８号 斑鳩町文化振興センター高圧受電設備更新工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　これをもって、議案第１８号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第１８号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程６．議案第１９号 令和８年度資機材搬送車の取得についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第１９号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第１９号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程７．議案第２０号 令和８年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第２０号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第２０号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程８．議案第２１号 令和８年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第２１号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第２１号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程９．承認第２号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第２号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） それでは、承認第２号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）についてを、ご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第２号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和8年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第2号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本承認の改正内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。

条例改正文、新旧対照表の朗読は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

この条例改正は、令和8年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年4月1日から施行される内容に関し、本条例について速やかに整備する必要があったことから、令和8年3月31日付けで、専決処分をさせていただいたものです。

はじめに、1の主な改正内容です。(1)の固定資産税では、①のバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長といたしまして、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税(家屋)の減額措置について、特別特定建築物全般を対象とするなど幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行った上で3年間延長いたします。

次に、②の再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長として、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池などに係る特例率を拡充するなど重点化を図った上で3年間延長いたします。

(2)の軽自動車税では、①の環境性能割の廃止に伴う所要の改正として、環境性能割

を廃止するとともに、「軽自動車税 種別割」を「軽自動車税」とするなど、所要の改正を行います。

（３）のその他法令の改正による条文整理等所要の改正では、地方税法等の一部改正に伴い、同法等を引用する条項について条文整理等、所要の改正を行ったものであります。

次に、２．施行期日等でございます。

施行期日は、令和８年４月１日から施行いたします。また、経過措置といたしまして、固定資産税・軽自動車税ともに、令和８年度以後の年度分について適用し、令和７年度分までについては、従前の例によることといたします。

以上をもって、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第２号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第２号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第２号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程１０．承認第３号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第３号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） それでは、承認第３号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）についてを、説明いたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第 3 号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 3 号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本承認の改正内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。

条例改正文、新旧対照表の朗読は割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

この条例改正は、先の承認第 2 号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律により、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分させていただいたものでございます。

はじめに、1 の主な改正内容です。(1) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長として、固定資産税同様、特別特定建築物全般を対象とするなど、幅広くバリアフリー化を促すため、所要の改正を行ったものであります。

(2) その他法令の改正による条文整理等所要の改正といたしまして、地方税法等の一部改正に伴い、同法等を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

次に、2 の施行期日等でございます。施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。また、経過措置といたしまして、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までについては、なお従前の例によることとしています。

以上をもって、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第３号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第３号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第３号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程１１．承認第４号 町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第４号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 承認第４号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第４号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の末尾の条例（要旨）をご覧くださいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和8年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることとなり、本条例について、速やかに整備する必要があったことから、令和8年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

1. 改正内容であります。（1）軽減判定所得の基準額の見直しであります。均等割額及び世帯別平等割額が5割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を30万5,000円から31万円に、2割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を56万円から57万円に見直すものであります。

2. 施行期日等でございます。（1）施行期日は、令和8年4月1日から施行するものでございます。（2）適用区分は、改正後の条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。以上が、本条例の改正内容でございます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、承認第4号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第４号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第４号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程１２．承認第５号 町長専決処分について承認を求めることについて
（令和７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１３号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第５号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） それでは、町長専決処分について承認を求めることについて
（令和７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１３号）について）を、ご説明いたします。
はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第５号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１３号）について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和８年６月１日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、２枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第５号

専決処分書

令和７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１３号）について

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本補正予算は、令和 7 年度内に事業完了できない事業における繰越明許費の追加及び、繰越明許費に計上している町債における借入上限利率の補正を行うもので、令和 8 年 3 月 3 1 日付けで専決処分させていただいたものでございます。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明いたします。

補正予算書の 2 ページをお願いします。はじめに、繰越明許費補正でございます。

第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費で、令和 7 年度内に補装具の交付及び修理が完了しないことから、身体障害者（児）補装具の交付及び修理事業 2 4 7 万 5 千円の追加、第 9 款 教育費、第 5 項 社会教育費で、用地交渉に時間を要したことから、土地購入費として、史跡中宮寺跡歴史公園駐車場整備事業 1, 5 4 6 万 5 千円の追加をさせていただいたものでございます。

続きまして、地方債補正です。令和 7 年度において完了が見込めない事業に係る財源として措置している町債について、昨今の金利情勢を鑑み、借入時点において規定の利率を超過し、借り入れができないといった、不測の事態を避けるため、借入上限利率を 5 % に補正させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

斑鳩町長 中 西 和 夫

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

よろしく、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

1 2 番、木澤議員。

○1 2 番（木澤正男君） 今回、繰越明許を補正でやるということで、いつもだいたい 3

月議会で繰り越す分についてはリストにもあげていただいて、すでに把握をしている状態なんですけど、補正を行うというのは、3月議会以後から3月31日までに発生した分ということになるのかなというふうに思うんですけど、先ほど部長の説明の中で、身体障害者の補装具と、中宮寺についても用地交渉があってということで、その辺は突発的にということで、その時期じゃないとだめだったんだというのは理解できたんですけど、地方債補正のところで、もともと3%以内で借りる予定だったのが、物価高騰等で5%以内に変えるというのがちょっとよく理解できないので、どういうシステムになっているのか教えていただけますかね。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 地方債の借り入れにあたりまして、利率の上限が3%ということで、これまで設定をしてございますけれども、昨今の社会情勢のなかで、もちろん様々な要因はございますけれども、金利が上昇していくというような状況が見えてまいりましたので、地方債の補正ということで、繰越明許させていただいた7年度の事業についての借り入れ分につきましては、その利率を地方債を活用する財源に活用するものについての利率を5%に上げないと借り入れができないという事態が生じる可能性がございますことから、このたび急遽、上げさせていただいたところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その利率の関係で借りれるか借りれないかというのは、いつわかるものなのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 借り入れ段階で利率につきましては適用されますので、その段階でないとわからないというような状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 7年度の事業をするのに、その時点で借り入れをしないとそもそも事業が見通しが立たないんじゃないですかね。だから7年度に借りて事業が終わらないんで、繰り越すっていうんやったらわかるんですけど、その時点で借りてないってということなんですかね。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 今回、これを活用いたします事業につきましては、7年度の事業でございますけれども、借り入れ自体は事業完了後に借り入れを行いますので、8年度に入ってから利率を適用するというようなところでございますので、ご理解いた

だきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そしたら事業費自体は町が一旦一般会計から立て替えてとか、そういう話なんですか。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 立て替えてといいますか、財源としてこれを活用するというようなところでございますので、立て替えとかいうような形ではないんですが、財源の活用としてこれを使ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） ほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第5号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程13．承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第6号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を、ご説明いたします。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第 6 号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号)について)

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 6 号

専決処分書

令和 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号)について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本補正予算は、保険事業勘定における介護保険給付費準備基金の積み立てに関して、預金利息の上昇に伴う補正について、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものであります。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の 7 ページと 8 ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算の補正です。第 6 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金で、預金利子の上昇により、預金利子分として、8 万 5 千円を増額させていただいたものです。

次に、9 ページと 10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正です。第 3 款 基金積立金、第 1 項 基金積立金、第 1 目 介護保険給付費準備基金積立金で、歳入でご説明いたしました預金利子分として、8 万 5 千円を増額補正させていただいたものであります。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

令和 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところに

よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,013,838千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第6号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程14、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第7号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）につ

きましてご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第 7 号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和 8 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について)

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第 8 号

専決処分書

令和 8 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 27 日

斑鳩町長 中西 和 夫

今回の補正の内容であります。令和 8 年度予算の医療費等に係る歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定により、令和 8 年度予算からその不足分を繰上げて、これに充てるものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明申しあげます。補正予算書の 7 ページをお開き頂きたいと思ひます。

初めに、歳入予算で、第 7 款 諸収入、第 2 項 雑入、第 4 目 歳入欠かん補填収入で、3,500 万円の増額をさせて頂いたものであります。

続いて、歳出であります。9 ページをお開き頂きたいと思ひます。

第 10 款 前年度繰上充用金、第 1 項 前年度繰上充用金、第 1 目 前年度繰上充用金で、3,500 万円の増額をさせて頂いたものであります。

それでは、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させて頂きます。

令和 8 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和８年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ ３５，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ ３，０２０，４００千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年５月２７日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上、承認第７号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和８年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）の説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第７号に関する質疑を終結します。
お諮りします。

承認第７号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第７号については、満場一致で承認されました。

次に、日程１５．同意第３号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その１）を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、８番、井上議員の退席を求めます。

（井上議員 退席）

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第３号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） それでは、同意第３号の斑鳩町農業委員会の委員の任命について、同意を求めることについて（その１）につきまして、ご説明申し上げます。

本同意は、現委員の任期が、令和８年７月１９日をもって満了となることから、井上卓也氏を、同委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案書を、朗読させていただきまして、ご説明といたします。

同意第３号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その１）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町神南５丁目１５番３７号

氏 名 井上 卓也

生年月日 昭和４８年５月２７日

なお、井上卓也氏は、農業委員会等に関する法律第８条第６項に規定する、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者に該当する方でございます。

井上卓也氏の、略歴につきましては、次のページに、記載のとおりであります。

朗読につきましては、割愛させていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

同意第３号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第３号については、満場一致で同意されました。

井上議員の入場を求めます。

（井上議員 着席）

○議長（中川靖広君） 井上議員にお知らせします。

同意第３号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その１）は、満場一致で同意されました。

次に、日程１６．同意第４号から日程２８．同意第１６号までの１３議案は、斑鳩町農業委員会の委員の任命についての人事案件です。

よって、この１３議案を、会議規則第３７条の規定により一括議題とし、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、日程１６．同意第４号、日程１７．同意第５号、日程１８．同意第６号、日程１９．同意第７号、日程２０．同意第８号、日程２１．同意第９号、日程２２．同意第１０号、日程２３．同意第１１号、日程２４．同意第１２号、日程２５．同意第１３号、日程２６．同意第１４号、日程２７．同意第１５号、日程２８．同意第１６号の１３議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） それでは、同意第４号から同意第１６号までの斑鳩町農業委員会の委員の任命について、同意を求めることについて（その２）から（その１４）まで、につきまして、ご説明申し上げます。

本同意は、同意第３号と同様に、現委員の任期が、令和８年７月１９日をもって満了となることから、岡田功氏、奥野稔氏、喜多秀匡氏、澤田昌巳氏、塚原康裕氏、仲敬可氏、野口英治氏、秀田晴義氏、三舩和洋氏、安井義和氏、安村博一氏、山口勝弘氏、及び吉中勝治氏を、同委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

同意第４号から同意第１６号まで順次、議案書を、朗読させていただきまして、ご説明いたします。

なお、それぞれの方の略歴につきましては、議案書の次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、同意第４号でございます。

同意第４号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その２）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺南１丁目６番６号

氏 名 岡田 功

生年月日 昭和１８年７月２８日

なお、岡田功氏は、農業者の方でございます。

続きまして、同意第５号です。

同意第５号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その３）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺２丁目４番４０号

氏 名 奥野 稔

生年月日 昭和２９年９月５日

なお、奥野稔氏は、農業者の方でございます。

続きまして、同意第６号でございます。

同意第６号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その４）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田１丁目８番１号

氏 名 喜多 秀匡

生年月日 昭和３０年４月１８日

なお、喜多秀匡氏は、農業者の方でございます。

続きまして、同意第７号でございます。

同意第７号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その５）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田１丁目８番６号

氏 名 澤田 昌巳

生年月日 昭和２８年８月１１日

なお、澤田昌巳氏は、認定農業者等に準ずる方でございます。

続きまして、同意第８号です。

同意第８号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その６）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町大字三井６１１番地

氏 名 塚原 康裕

生年月日 昭和６０年１１月２日

なお、塚原康裕氏は、認定農業者の方でございます。

続きまして、同意第 9 号です。

同意第 9 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その 7）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町高安 1 丁目 6 番 3 8 号

氏 名 仲 敬可

生年月日 昭和 3 0 年 2 月 1 1 日

なお、仲敬可氏は、認定農業者等に準ずる方でございます。

続きまして、同意第 1 0 号です。

同意第 1 0 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その 8）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺 2 丁目 8 番 4 号

氏 名 野口 英治

生年月日 昭和 2 2 年 3 月 3 1 日

なお、野口英治氏は、農業者の方でございます。

続きまして、同意第 1 1 号でございます。

同意第 1 1 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その 9）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会

等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町目安1丁目8番37号

氏 名 秀田 晴義

生年月日 昭和32年1月17日

なお、秀田晴義氏は、認定農業者等に準ずる方でございます。

続きまして、同意第12号でございます。

同意第12号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その10）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部1丁目3番27号

氏 名 三船 和洋

生年月日 昭和30年6月20日

なお、三船和洋氏は、農業者の方でございます。

続きまして、同意第13号でございます。

同意第13号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その11）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目3番26号

氏 名 安井 義和

生年月日 昭和 17 年 12 月 25 日

なお、安井義和氏は、農業者の方でございます。

続きまして、同意第 14 号でございます。

同意第 14 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その 12）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺北 2 丁目 1 番 21 号

氏 名 安村 博一

生年月日 昭和 26 年 4 月 22 日

なお、安村博一氏は、農業者の方でございます。

続きまして、同意第 15 号でございます。

同意第 15 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その 13）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 兵庫県神戸市兵庫区湊町 3 丁目 2 番 5 - 210 号

氏 名 山口 勝弘

生年月日 昭和 31 年 11 月 18 日

なお、山口勝弘氏は、農業者の方でございます。

最後に、同意第 16 号でございます。

同意第 16 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について

同意を求めることについて（その１４）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に、任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町神南３丁目４番２６号

氏 名 吉中 勝治

生年月日 昭和２８年１０月１０日

なお、吉中勝治氏は、農業者の方でございます。

以上をもちまして、同意第４号から同意第１６号までの説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

同意第４号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その２）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第４号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第５号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その３）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第５号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第６号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その４）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第６号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第7号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その5）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第8号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その6）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第9号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その7）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第10号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その8）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第11号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その9）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１１号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第１２号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その１０）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１２号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第１３号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その１１）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１３号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第１４号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その１２）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１４号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第１５号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その１３）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１５号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第１６号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて

（その１４）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１６号については、満場一致で同意されました。

次に、日程２９．陳情第１号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の採択についてを議題とします。

ただいま議題となっております陳情第１号は、議会運営委員会に付託します。

次に、日程３０．報告第４号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和８年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第４号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） それでは、報告第４号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和８年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について）を、ご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読します。

報告第４号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和８年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について）

標記について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和８年６月１日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、２枚目の専決処分書を朗読します。

専決処分書

令和8年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年5月19日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、消防団員1名の退団に伴います退職報償金の支給に関する補正について、令和8年5月19日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明いたします。

補正予算書の9ページと10ページをお願いいたします。

はじめに、歳出予算の補正でございます。第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員退職報償金56万4千円を増額補正させていただいたものでございます。

7ページと8ページをお願いいたします。

続きまして、歳入予算の補正でございます。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金56万4千円を増額補正させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和8年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,780,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月19日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上をもちまして、報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第４号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第４号については終わります。

次に、日程３１．報告第５号 令和７年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、報告第５号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） それでは、報告第５号 令和７年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第５号

令和７年度斑鳩町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和８年６月１日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

恐れ入りますが、次のページの令和７年度 斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

本報告は、令和７年度予算において、繰越明許費とした、身体障害者（児）補装具の交付及び修理事業のほか、７事業について、令和８年度予算に繰り越す金額が確定したことから、その報告を行うものでございます。

最終行の合計欄をご覧くださいと思います。これら事業の翌年度繰越額は、合計５億７，６１１万４３８円で、その財源内訳は、未収入特定財源の国・県支出金で４億３，６２３万９，６８１円、地方債で８，９８０万円、一般財源で５，００７万７５７

円となっております。

以上をもちまして、報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第５号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第５号については終わります。

次に、日程３２．報告第６号 令和７年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第６号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 報告第６号 令和７年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

報告第６号

令和７年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和８年６月１日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、令和７年度事業報告書に基づいて、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

１．財団の概況の【３】財団の事業についてでございます。

（１）公益目的事業では、公演・文化講座事業として、２３の自主文化事業を実施しており、これらの事業収益は、１，４８５万３，３７０円で、事業費は１，６７６万４，１３５円となっております。

次に、ホール管理・貸与事業では、事業収益１，５０４万１，４４９円で、事業費は１億１，９４６万３，４３９円となっております。

次に、コピーサービス料金や町からの指定管理料などの共通収入を経理する共通では、事業収益１億２０５万６，４８７円となっております。

この結果、公益目的事業合計は、事業収益で、１億３，１９５万１，３０６円、事業費は１億３，６２２万７，５７４円となっております。

次に、（２）収益事業等でございます。

販売や営利活動などの公益目的以外の利用に係る事業として、ホール管理・貸与事業では、事業収益１，１０１万９，０８３円で、事業費は、６７４万２，８１５円となっております。

次に、図書館管理事業では、事業収益及び事業費とも１，６４１万９，７８７円となっております。ホール全体に係る委託料、光熱水費等の管理費につきまして、利用面積分の２２％を図書館分として按分しております。

この結果、収益事業合計は、事業収益で、２，７４３万８，８７０円、事業費は、２，３１６万２，６０２円となっております。

これらの事業実施状況につきましては、事業報告書の３ページから６ページにかけて、また、施設使用状況及び施設使用料につきましては、７ページから１０ページにまとめております。

次に、財務諸表でございます。

１１ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の部の１．流動資産合計及び負債の部の１．流動負債合計は、ともに前年度と比較して１０４万１，０３４円増の２，１６０万９，４５９円となっております。

また、資産の部の２．固定資産では、（１）基本財産で前年度と同額の１千万円、（２）その他固定資産は、９，８２７円で、固定資産の合計は、１，０００万９，８２７円となっております。

これに 流動資産を加えた資産合計は、３，１６１万９，２８６円で、負債及び正味財産合計と同額となっております。

１２ページには、会計別の貸借対照表を整理いたしております。

次に１８ページをお願いいたします。

令和８年３月３１日現在の財産の保有状況でございます。最下段の正味財産は、１，０００万９，８２７円となり、貸借対照表の正味財産合計と一致いたしております。

また、19ページ以降は、正味財産増減計算書の事業区分内訳表説明書となっております。

29ページをお願いいたします。令和8年4月27日に実施されました監査結果について、その報告書を添付いたしております。

以上、報告第6号 令和7年度斑鳩町文化振興財団事業報告についての説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 報告ありがとうございます。7ページの、報告書の7ページの施設使用状況のところで、だいたいのところ、数日ですけれども、全て前年度よりも低いんですけども、何か貸し出せないとか、要因があつてのこれなのか、普通に貸し出して、この状況なのか教えていただいていいですか。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 伸展率の方がリハーサル室以外ですね、減少しております。

この要因といたしましては、ホール全館を利用する大きなイベント、ショーが減少したこと、および研修室での営利活動や販売活動の使用が減少したことによるものとなっております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） これに対してホール側っていいですか、町としてどういった対策を打っていくか、そういったところって今現状あるのか、教えていただいていいですか。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） この辺りにつきましては、財団等と協議するなかで、使用の料金等も考えながら、多く利用いただけるような形で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。是非ともですね、利用してもらってなんぼの施設なのかなと思いますので、是非ともよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第6号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第6号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明2日から3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時02分 散会）